



みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2012. 11

年末調整の準備について



例年通り「年末調整の準備」を作成しましたので、よろしければコピーをして従業員さんに配布して、年末調整の作業にお役立てください。

- 1 年末調整は「平成 24 年分」の扶養控除等の申告書で行います。「平成 25 年分」は平成 25 年 1 月支払いの給料の源泉徴収税額を算定するために用います。
- 2 年末調整の計算期間は、1 月支払日分から 12 月支払日分です。給料の締め日ではありません。
- 3 扶養控除等の申告書について
 - ① 満 16 歳以上の扶養親族は上の欄、満 16 歳未満の扶養親族は一番下の欄に書きます。
 - ② 満 16 歳未満の人であっても、障害者に該当する場合は、障害者の欄に書いてください。
- 3 保険料控除等の申告書について
 - ① 生命保険料、個人年金保険料ともに、旧保険料のほうが控除額が大きいです。
 - ② 介護保険料も、生命保険料、個人年金保険料とは別枠で控除します。
- 4 地震保険料は支払い金額がそのまま控除されますので、控除割合が大きいです。

判例 2 例



事業所得者の所得税上の必要経費

大変面白い判決が東京高裁ででましたので、紹介します。

以前は、事業所得者の所得税上の必要経費については次のように判断されてきました。

まず、その事業の収入をあげるために直接必要な費用か。

直接必要な費用でない場合は、事業の収入をあげるにあたって、どのくらいの部分の金額が必要であったか明確に区分できるか。

この判断基準で下された判決を紹介します。

弁護士が大学院にいき、企業法務について専攻して博士等の学位を取得した行為は、自己研鑽、人脈づくり等、弁護士の仕事に大変有意義な行為であることは認められるが、博士号の学位は一身に専属する資格を取得するものであることから家事関連費であるので、事業の収入に貢献した割合分が必要経費となるのであるが、どの程度の割合で寄与したかが分からないので、入学金、授業料等は、全て必要経費とならない。

これでは必要経費に該当するものはほとんどないと感じてしまいます。

それに対しこのたびの高裁の判断は次のようなものでした。

弁護士の弁護士会の役員としての活動費は、その弁護士の事業収入を得るために、直接、何らかの貢献をしているかと言えば、貢献しているとは認められない。(これでダメかと思ったのですが)

しかしながら、弁護士会は弁護士が弁護士たるのになくしてはならない団体であり、その団体の目的とする活動費用を役員である弁護士が負担した費用は、その収入に寄与しなかったとしても、その役員の事業所得上の必要経費といえる。

また、「直接」貢献しているかどうかの判断は、法文上、直接の貢献を求めているとは解せないの
で、必要でない。

極めて、明瞭な判決だと思いました。

ただ、上記判決は税務署側が最高裁に上告するようです。最終結論は「まだ」です。



役員の退職金

役員が退職した場合でその退職金を分割払いした場合、未払金計上して全額を経費で落とすこともよいとされていますし、未払金計上しないで支払った都度、経費で落とすこともよいとされています。

この理由は、「退職年金なのか、退職金の分割払いなのか、判然としない場合があるからだ」と私は思っています。

代表取締役が退任して非常勤の平取締役となり、報酬も大幅に減額し退職したと同様と認められる場合は、役員退職金を支払ってもそれを認めるとしています。

ただ、未払金等は認めないとしています。

その理由は、「未払金計上して、本当の退職のときに支払ったとしたら、本当の時に退職金の支給決議をすればよいことになり、あえて特例を認める理由がなくなるからだ」と私は思っています。

また、この取り扱いは、法律でなく、通達です。

これらを組み合わせると、代表取締役を辞任して非常勤の平取締役となり、退職したと同様と思われる場合で、退職金を一時に支払うには高額な場合は、分割払いとし未払金計上せず、支払いの都度経費として落とす方法は、2から3年程度の範囲内であれば認められると解されます。

ところが、このたび不服審判所の裁決がでました。

総額2億5千万円の退職金を、非常勤の平取締役になった年度で7千5百万円、翌年度に1億2千5百万円支払い、残り5千万円はリーマンショックで業績悪化につき未払となった事案につき、翌年に支払った1億2千5百万円を退職金でなく、役員賞与として否認することとなったのです。

税額にすると法人と個人とで100%課税となり、そっくり税金となります。企業の痛手は計り知れません。

理由は、1年もの長期の未払はありえない。赤字になっては事業に支障をきたし資金繰りが悪化するから分割支給をしたとの理由では、利益調整を目的としたに他ならない、というものです。

しかしながら、就業規則等に「退職金を支払うのは退職してから1年以内とする」と規定することも認められています。不正発覚が退職後発見される可能性があるからです。

これらのことを無視して、退職即退職金の支払いが当たり前、1年は長期過ぎるとは常識はずれとしか思えません。

また、このような場合は、退職年金は一切認めないという趣旨でしょうか。

通達は、本来、税務行政に混乱を招かないよう、統一の見解をだして、統一的な適用がなされるよう税務署を縛るものです。それを公開しているのは、その統一の見解を事前に明らかにして、納税者との無用なトラブルを避けるためです。

通達通り処理して、後に大きなトラブルになったのでは、公開した意味がありません。

また、退職したと同様の事実と認められるから退職金の支払いを認めたのであれば、なぜ、翌年度の支払いは退職金でなく役員賞与とされるのでしょうか。

税務署が退職したと同様と認める事実の元で、会社と本人が退職金と認め合って支給されたものが役員賞与と認定される、理解不能な裁決です。裁判になることを切に望みます。

お知らせ

当事務所の職員の松山由美子が退職しました。

永い間皆様に可愛がっていただき、ありがとうございました。



蛤の ふたみにわかれ 行秋ぞ (芭蕉)